

水道料金算定に係る計量月と納付月

○A地区（奇数月の計量）

期 別	1期	2期	3期	4期	5期	6期
計 量 月	3月	5月	7月	9月	11月	1月
納 付 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

1 鳥取・国府地域

ブロック	定例日	町 名
1	5日	新、大杓、正蓮寺、東今在家、面影一・二丁目
2	6日	雲山、桜谷
3	8日	富安、吉成、吉成一～三丁目
4	9日	野寺、服部、古海、徳尾、菖蒲
5	12日	吉岡温泉町、三山口、長柄、妙徳寺、金沢、福井、大畑、六反田、松原、大桝、宮谷、嶋
6	13日	湖山町北一～六丁目、湖山町西一～四丁目
7	15日	徳吉、安長、商栄町、江津、五反田町、南安長一～三丁目、緑ヶ丘一～三丁目
8	16日	秋里、南隈、晩稲、千代水一～三丁目、賀露町、港町、賀露町西二～四丁目、賀露町北一～四丁目
9	19日	国安、蔵田、橋本、八坂、馬場、円通寺、東大路、中大路、西大路、古郡家、久末、美和、越路
10	20日	松並町一～三丁目、寿町、円護寺、覚寺、北園一・二丁目、山城町
11	23日	行徳一～三丁目、青葉町一～三丁目、田園町一～四丁目
12	24日	弥生町、末広温泉町、幸町、天神町、栄町、東品治町、富安一・二丁目、扇町
13	26日	南吉方一～三丁目、興南町、片原一～五丁目、永楽温泉町、吉方一・二丁目
14	27日	立川町一・二・六・七丁目、馬場町、中町、大榎町、上町、栗谷町、江崎町、本町一～五丁目
15	28日	川端一～五丁目、元魚町一～四丁目、茶町、二階町一～四丁目、戎町、新町、丸山町、湯所町一・二丁目

2 河原地域

定例日	町 名
15日	八日市、三谷、河原（河原の一部）、曳田（下曳田）、神馬、弓河内、北村（北村の一部）、本鹿（本角）、布袋
16日	釜口、郷原、山手（加賀瀬）、小河内、河原（旭河）
17日	釜口（六日市の一部）、鮎ヶ丘、本鹿（鹿野）、今在家、中井（中井一）
18日	山手、徳吉、長瀬、小畑、湯谷、牛戸
19日	谷一木、水根、小倉、佐貫、天神原、高福、袋河原、中井（中井二）
20日	片山、稲常、曳田、山上、水根（今西）、渡一木、和奈見

(A地区続き)

3 青谷地域

定例日	町名
10日	青谷（駅前の一部、浜町、本町）、小畑、亀尻（城山）、栄町の一部
11日	青谷（駅前の一部、中町、東町、西町の一部）、山根
12日	青谷（西町の一部）、露谷の一部、亀尻
13日	青谷（灘町、前町の一部、赤尾谷、緑町）、栄町の一部、絹見、山田、吉川
14日	青谷（前町の一部、西町の一部）、善田
15日	青谷（西町の一部）、井手、鳴滝、北河原、奥崎
16日	養郷、大坪、蔵内の一部
18日	青谷（夏泊）、河原の一部
19日	河原の一部

○B地区（偶数月の計量）

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期
計量月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付月	5月	7月	9月	11月	1月	3月

1 鳥取・国府地域

ブロック	定例日	町名
16	5日	大覚寺、的場、的場一～四丁目、宮長
17	6日	吉成、数津、古市、叶、叶一丁目、吉成南町一・二丁目
18	8日	岩倉、滝山、小西谷、卯垣、卯垣一～五丁目
19	9日	布勢、桂見、足山、岩吉、高住、良田、本高、中村、篠坂、西今在家、北村、里仁
20	12日	小沢見、白兔、伏野、三津、美萩野一～五丁目
21	13日	千代水四丁目、湖山町東一～五丁目、湖山町南一～五丁目
22	15日	賀露町、賀露町西一丁目、賀露町南一～六丁目、国府町宮下、国府町稲葉丘一～三丁目、国府町奥谷一丁目～三丁目
23	16日	若葉台南一～七丁目、若葉台北一～六丁目
24	19日	広岡、船木、津ノ井、紙子谷、祢宜谷、香取、杉崎、海蔵寺、桂木、生山、南栄町
25	20日	源太、朝月、上味野、下味野、向国安、竹生、倭文、玉津、横枕、長谷、赤子田、国府町美歎、国府町町屋、国府町新町一・二丁目、国府町新通り一～三丁目、国府町分上一～四丁目
26	23日	浜坂、浜坂一丁目～八丁目、浜坂東一丁目
27	24日	相生町一～四丁目、新品治町、西品治、田島、薬師町
28	26日	元大工町、大工町頭、御弓町、若桜町、上魚町、庖丁人町、掛出町、寺町、鍛冶町、桶屋町、職人町、尚徳町、東町一～三丁目、西町一～五丁目
29	27日	吉方温泉一～四丁目、吉方、立川町三～五丁目
30	28日	元町、玄好町、材木町、南町、今町一・二丁目、瓦町

消費税法改正のお知らせ

平成25年3月
国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の用途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 消費税収入の用途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

（工事費の算出方法）

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2・3 （略）

（料金）

第24条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 基本料金及び従量料金は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	基本料金 (1月につき)	従量料金(1月につき)				
		使用水量10m ³ までの分	使用水量10m ³ を超え20m ³ までの分	使用水量20m ³ を超え40m ³ までの分	使用水量40m ³ を超え200m ³ までの分	使用水量200m ³ を超える分
13mm	460円	1m ³ につき46円	1m ³ につき100円	1m ³ につき134円	1m ³ につき161円	1m ³ につき200円
20mm	1,250円					
25mm	2,120円					
40mm	6,500円					
50mm	11,200円					
75mm	30,400円					
100mm	62,000円					
150mm	170,000円					
200mm	350,000円					

（特別な場合の料金）

第25条 給水装置を設置しないで、臨時的に水を供給した場合の料金は、1立方メートルにつき148円で算定した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（料金の算定）

第26条 料金は、2月ごとの定例日（以下「定例日」という。）にメーターの点検を行い、計量した使用水量により算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、定例日以外に点検することができる。

- 2 前項の使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。
- 3 第1項の定例日は、管理者が別に定める。

（口径別納付金）

第31条 給水装置の新設及び増口径工事の申込者は、メーターの口径の区分により、次の表に掲げる口径別納付金（以下「納付金」という。）を納入しなければならない。この場合において、増口径工事の申込者が納入する納付金は、新口径に係る納付金と旧口径に係る納付金の差額とする。

メーターの口径	納付金
13mm	<u>40,950円</u>
20mm	<u>114,450円</u>
25mm	<u>193,200円</u>
40mm	<u>598,500円</u>

50mm	<u>1,030,050 円</u>
75mm	<u>2,791,950 円</u>
100mm	<u>5,695,200 円</u>
150mm 以上	<u>管理者が定める。</u>

2 (略)

附 則

(河原地区の料金の特例)

5 当分の間、河原地区の給水区域内における料金は、第24条の規定にかかわらず、次の表に掲げる基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

基本料金（1月につき）		従量料金（1月につき）	
水量	料金	水量	料金
10m ³ まで	1,200 円	使用水量10m ³ を超える分	1m ³ につき180 円

(青谷地区の料金の特例)

6 当分の間、青谷地区の給水区域内における料金は、第24条の規定にかかわらず、次の表に掲げる基本料金と従量料金及び次項に定めるメーター使用料との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

種類及び用途		基本料金（1月につき）		従量料金（1月につき）	
		水量	料金	水量	料金
専用 給水 装置	一般用	使用水量8m ³ まで	560 円	使用水量8m ³ を超え30m ³ までの分	1m ³ につき90 円
				使用水量30m ³ を超え50m ³ までの分	1m ³ につき100 円
				使用水量50m ³ を超える分	1m ³ につき110 円
	営業用	使用水量15m ³ まで	1,510 円	使用水量15m ³ を超え30m ³ までの分	1m ³ につき100 円
				使用水量30m ³ を超える分	1m ³ につき110 円
	学校プール用	1m ³ につき90 円			
共用 給水 装置	共用	使用水量15m ³ まで	1,120 円	使用水量15m ³ を超え30m ³ までの分	1m ³ につき90 円
				使用水量30m ³ を超え50m ³ までの分	1m ³ につき100 円
				使用水量50m ³ を超える分	1m ³ につき110 円

備考

1 「一般用」とは、営業用以外の用途に使用するものをいう。

2 「営業用」とは、官公署、学校、病院、工場、商店、事業所等の用に使用するものをいう。

7 メーター使用料は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	料金（1月につき）
13mm	90 円
20mm	190 円
25mm	200 円
40mm	390 円
50mm	1,050 円
75mm	1,900 円
100mm	2,500 円

10 当分の間、青谷地区の給水区域内における給水装置を設置しないで臨時的に水を供給した場合の料金は、第25条の規定にかかわらず、1立方メートルにつき157円とする。